

簡易な所得見込額の申立書
【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

- 此所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書と一緒に御提出ください。
 - 下記にある【要件1】および【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。
- ① 下記にチェック（）してください。
- 食費等の物価高騰の影響により、収入が減少しました。

→ 【要件1】①にチェックが入っていること。
※申請者（5）で所得の高い方が食費等の物価高騰の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

年 月		注意事項
収入	給与収入【A】	※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】	※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【C】	※公的年金収入（非課税除く）がある場合に御記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
	収入合計額【A+B+C】	※太枠の収入額の合計額を御記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

×1.2

③-1 申請者の収入合計額を1.2倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額（申請者）	円
--------------	---

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳およびその合計額を御記入ください。

年 月（基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）		注意事項
収入	給与収入【A】	※給与収入がある場合に御記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	事業収入または不動産収入【B】	※事業収入または不動産収入がある場合に御記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類を御提出ください。
	年金収入【C】	※公的年金収入（非課税除く）がある場合に御記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を御提出ください。
	収入合計額【A+B+C】	※太枠の収入額の合計額を御記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。

×1.2

③-2 配偶者等の収入合計額を1.2倍した金額を御記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）	円
---------------	---

（参考：非課税相当収入限度額）

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫(婦)子1人	146.9万円
3人（例）夫婦子1人	187.7万円
4人（例）夫婦子2人	232.7万円
5人（例）夫婦子3人	277.7万円
6人（例）夫婦子4人	322.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者（前年の収入金額10.3万円以下の者）
・扶養親族（16歳未満の者も含む）

（次ページに続きます）

④【要件2】に該当するか確認してください。
(1) 以下のフローチャートにより、要件2を確認してください。

(1) 申請者および配偶者等それぞれの③の年間収入見込額を御記入ください。

(申請者) 収入額	円	(配偶者等) 収入額	円
-----------	---	------------	---

(2) (1) 年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額（1.2か月分）を御記入ください。

(申請者) 給与所得控除額	円	(配偶者等) 給与所得控除額	円
---------------	---	----------------	---

給与所得控除 ※右の算定式より控除額を計算の上、御記入ください。
①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 41万円

(3) (1) 年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額（1.2か月分）を御記入ください。

(申請者) 事業収入等の経費	円	(配偶者等) 事業収入等の経費	円
----------------	---	-----------------	---

①事業収入または不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を御記入ください。
②帳簿等の上記の経費がわかる書類を御提出ください。

(4) (1) 年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額（1.2か月分）を御記入ください。

(申請者) 公的年金等控除	円	(配偶者等) 公的年金等控除	円
---------------	---	----------------	---

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
公的年金等控除 : 60万円以下 → 公的年金等収入分全額
: 60万円超130万円未満 → 60万円
: 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
: 110万円以下 → 公的年金等収入分全額
: 110万円超330万円未満 → 110万円
: 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

(5) 年間所得見込額を計算の上、御記入ください。(5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

(申請者) 年間所得見込額	円	(配偶者等) 年間所得見込額	円
---------------	---	----------------	---

(6) 申請者の方が(5)の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額を御記入ください。

(申請者) 非課税所得限度額	円
----------------	---

※「申請者」と「配偶者等」の(5)年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。

※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者（前年の所得金額48万円以下の者）」「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、産婦、ひとり親の場合は、非課税所得限度額は13.5万円とさせていただきます。

世帯の人数	非課税所得限度額
2人（例）夫婦子1人	101万円
3人（例）夫婦子1人	136万円
4人（例）夫婦子2人	171万円
5人（例）夫婦子3人	206万円
6人（例）夫婦子4人	241万円

→ 【要件2】申請者（所得が高い方）の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】（各項目のチェック欄（）に『』を入れていただき、氏名を御記入ください。）

- 【所得要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
(注) 収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 控除額が分かる書類（帳簿等）を提出しています。（前ページの【B】欄に記入した場合のみ）
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回るものがありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公表等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることへ同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名 _____

配偶者等氏名 _____

（令和5年5月16日揭示済み）

草津市告示第174号

草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年5月16日

草津市長 橋 川 涉

草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市各種スポーツ大会開催補助金交付要綱（平成12年草津市告示第97号）の一部を次のように改正する。

別表中「草津市スポーツ・レクリエーション祭」を「草津市学区対抗スポレク祭」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行する。

（令和5年5月16日掲示済み）

草津市告示第175号

令和5年5月16日開会の草津市議会臨時会において議決を経た令和5年度草津市一般会計補正予算等の要領は、次のとおりである。

令和5年5月17日

草津市長 橋 川 涉

1 予算題目一覧

令和5年度草津市一般会計補正予算（第1号）

2 要領 略

（令和5年5月17日掲示済み）

草津市告示第176号

草津市国民健康保険税特例対象被保険者等に係る特例の申告の手続等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年5月19日

草津市長 橋 川 涉

草津市国民健康保険税特例対象被保険者等に係る特例の申告の手続等に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市国民健康保険税特例対象被保険者等に係る特例の申告の手続等に関する要綱（平成27年草津市告示第319号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記様式第1号」を「別記様式」に改める。別記様式中「㊟」を削り、「雇用保険受給資格者証の写し」を「雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険受給資格通知の写し」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

（令和5年5月19日掲示済み）

草津市告示第177号

草津市創業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年5月22日

草津市長 橋 川 涉

草津市創業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市創業支援補助金交付要綱（令和3年草津市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第1条中「産業振興および創業機運の醸成」を「創業を促進し、もって産業振興」に、「創業し、事業展開を図ろうとする者」を「事業を開始する者」に改める。

第2条第1号に次のように加える。

ウ 事業を営んでいる個人が、当該事業を廃止するとともに、新たに法人を設立し、当該法人が同一の事業を開始する場合（市内で法人登記を行う場合に限る。）

エ 事業を営んでいる個人または法人が、当該事業と異なる新たな事業を市内で開始する場合

オ 個人または法人の事業を別の個人または法人が引き継ぎ、当該事業に加え、新たな事業を市内で開始する場合

第2条第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条第1項第1号ただし書中「U/Iターン者」を

「市内で法人登記を行う場合または第4条第2項第2号アに該当する場合」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 第2条第1号アまたはイに該当する者にあつては、補助金の交付申請を行った日（以下「申請日」という。）の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月1日から2月15日までに創業を行うこと。

イ 第2条第1号ウ、エまたはオに該当する者にあつては、申請日において、創業（創業を複数回行ったことがある者にあつては、申請日の直近に行った創業をいう。）を行ってから3年を経過しないこと。

第3条第1項第4号および第5号を次のように改める。

(4) 申請日において大津市および草津市が認定を受けた創業支援等事業計画における認定連携創業支援等事業者となっている者の支援を受ける予定であり、申請年度内に販路開拓に向けた取組を行うこと。

(5) 3年以上継続することが見込まれる事業であること。

第3条第2項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第2項中「10万円」を「50万円」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の一に該当する場合は一につき25万円を上乗せする。

第4条第2項に次の各号を加える。

(1) 申請年度末時点で35歳未満の者であり、次のいずれかに該当すること。

ア 滋賀県内に設置された学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学または大学院（以下「大学等」という。）を卒業後、2年以内に創業する場合

イ 滋賀県内に設置された大学等に在学中で、創業する場合

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 申請日において県外に居住する者のうち、申請年度内に市内に住民登録を行うもので、かつ、その直近5年の間、市内に住民登録を有していなかったもの

イ 申請日において県外から市内に転入し、住民登録を行った日から6か月を経過していない者で、かつ、その直近5年の間、市内に住民登録を有していなかったもの

(3) 創業して実施する事業の内容が、ゼロカーボンまたはデジタルトランスフォーメーションの推進に資

するものであるとして市長が認めるものであること。第5条を次のように改める。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第3条第1項の規定にかかわらず、草津市創業支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

(1) 創業計画概要書（別記様式第2号）

(2) 支援機関確認書（別記様式第3号）

(3) 同意書兼誓約書（別記様式第4号）

(4) 市税の納税証明書

(5) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（第3条第1項第2号イに該当する場合に限る。）

(6) その他市長が必要とする書類

第6条中「学識経験者その他関係団体等」を「関係者等」に改める。

第8条を第15条とし、同条の前に次の4条を加える。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が交付金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、草津市創業支援補助金額の確定通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

（補助金の経理等）

第12条 補助対象者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の管理および処分の制限）

第13条 補助対象者は、補助事業により取得または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（別記様式第13号）により、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のものを処分する場合は、草津市創業支援補助事業財産処分承認申請書（別記様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をした補助対象者に対し、当該承認に係る財産の処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

（状況報告）

第14条 補助対象者は、補助金の交付を受けた年度の翌

年度から3年間、経営状況を経営状況等報告書（別記様式第15号）により市長に報告しなければならない。第7条の見出しを「（実績報告）」に改め、同条第1項を次のように改め、同条を第10条とする。

補助金の実績報告をしようとする者は、規則第13条の規定にかかわらず、草津市創業支援事業実績報告書（別記様式第10号）に、次に掲げる書類を添え、提出しなければならない。

- (1) 実績概要報告書（別記様式第11号）
 - (2) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し
 - (3) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（第2条第1号ア、イまたはウに該当する創業を行う場合に限る。）
 - (4) その他市長が必要とする書類
- 第10条の前に次の3条を加える。
（決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、草津市創業支援補助金交付決定通知書（別記様式第5号）を申請者に送付するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないものと決定したときは、草津市創業支援補助金不交付決定通知書(別記様式第6号)により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。
（決定の変更申請等）

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受領した後、補助事業等の変更が生じるときは、あらかじめ、草津市創業支援補助事業変更承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金等の交付の目的に支障がないと認められる変更であって、規則第7条による決定の変更申請を行う場合は、第5条の規定を準用する。

2 市長は、前項に基づく承認を行うときは、草津市創業支援補助事業変更承認決定通知書（別記様式第8号）により、通知するものとする。
（補助金交付申請の取下げ）

第9条 第7条第1項および前条第2項の規定による通知を受けた者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内に草津市創業支援補助金交付申請取下届出書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。
別表を次のように改める。
別表（第4条第1項関連）

経費区分	補助対象経費
謝金	専門家謝金、コンサルタント費
設備費	店舗、事務所等の改装費、機械器具等購入費
店舗等借入費	店舗、事務所等の賃借料
販路開拓費	展示会等出展料、その他販路開拓に要する経費
委託費	市場調査費、試験分析等委託費、業務システムの設計・運用費等
広告費	ホームページ作成・運用費、新聞広告費、ポスター・チラシ作成費等

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記
様式第1号（第5条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 ㊦
（法人にあっては名称および代表者の氏名）

草津市創業支援補助金交付申請書

草津市創業支援補助金交付要綱第5条の規定により、草津市創業支援補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

申請年度	年度
補助事業に要する経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	(1) 創業計画概要書（別記様式第2号） (2) 支援機関確認書（別記様式第3号） (3) 同意書兼誓約書（別記様式第4号） (4) 市税の納税証明書 (5) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（第3条第1項第2号イに該当する場合に限る。） (6) その他市長が必要とする書類

様式第2号(第5条第1号関係)

創業計画概要書

1. 計画概要

創業区分 (第2条第1号)	<input type="checkbox"/> ア 新規創業(個人事業) <input type="checkbox"/> イ 新規創業(法人) <input type="checkbox"/> ウ 法人成り <input type="checkbox"/> エ 第二創業 <input type="checkbox"/> オ 事業承継
上乗せ区分 (第4条第2項)	第1号 生年月日: 年 月 日(満 歳) <input type="checkbox"/> ア(学校・学部名: 卒業日:) <input type="checkbox"/> イ(学校・学部名:)
	第2号 <input type="checkbox"/> ア 転入前(住民登録予定日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> イ 転入済(住民登録日: 年 月 日)
	第3号 <input type="checkbox"/> ゼロカーボンの推進 <input type="checkbox"/> デジタルトランスフォーメーションの推進 内容:
創業の理由	
創業地 (予定地)	〒
事業経験	<input type="checkbox"/> 事業を経営したことがない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがあり、現在も継続している。 (創業日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 事業を経営していたが、既にその事業を止めている。
創業日 (事業開始日)	年 月 日

事業計画	事業概要
	事業詳細
	セールスポイント
	市場の状況
	創業後の事業戦略・展開
支援機関による支援を受けて実施する販路開拓の方針(考え方)	

2. 収支予算
(収入の部)

単位:円

区分	予算額	備考
自己資金		
借入金		
市以外の補助金		
その他		
市補助金		
計		

(支出の部)

単位:円

費用区分	予算額	備考
謝金		
設備費		
店舗等借入費		
販路開拓費		
委託費		
広告費		
計		

3. 収支計画

単位:円

項目	現在	1年目	2年目	3年目	備考
1 売上高					
2 売上原価					
3 粗利益 (1-2)					
4 経費合計					
5 人件費					
6 家賃					
7 減価償却費					
8 その他経費					
9 営業利益 (3-4)					

4. ビジネスプランコンテストの受賞実績や他の補助金等の実績

コンテストの名称	
内容	
時期	年 月 日
補助金等の名称	
内容	
時期・金額	年 月 日・ 千円

5. 事業スケジュール

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	

別記様式に次の13様式を加える。

様式第3号（第5条第2号関係）

支援機関確認書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
名 称
代表者職名
代表者氏名

申請者（ ）の創業計画概要書について、以下のとおり確認しました。

1. 支援機関担当者名等

- (1) 支援機関担当者名 _____
- (2) 支援機関電話番号 _____
- (3) 支援機関担当者メールアドレス _____

2. 計画に対する所見

※「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

※「所見」は、計画どおりに事業を実施することが見込めるか、申請者の持つ強みや独自性、地域にもたらす影響等の観点から内容を確認し、所見を記載してください。また、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、販路開拓に関するアドバイスを行った内容も記載してください。

様式第4号（第5条第3号関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請書
住所
氏名 ④
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

同意書兼誓約書

私は、補助金の交付に係る情報を市長が滋賀県知事へ提供することに同意します。

私は、草津市創業支援補助金交付要綱第3条に規定する要件を満たしていることを誓約します。

私は、補助金の交付後において、当該要件に該当しないことが判明したときまたは該当しない事態に至ったときは、速やかに貴職宛に申し出るとともに、草津市が行う措置について何ら異議のないことを誓約します。

様式第5号（第7条第1項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市創業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市創業支援補助金について、下記のとおり交付することを決定したので草津市創業支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
交付決定金額	円
交付条件	(1) 草津市補助金等交付規則および草津市創業支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助事業の内容を変更または経費の変更しようとする場合は、草津市創業支援補助金変更承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を得なければならない。 (3) 補助事業を中止または廃止する場合は、草津市創業支援補助金交付申請取下届出書（様式第9号）を提出すること。 (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない、または遂行が困難となった場合は、市長に遅滞なく報告しその指示を受けること。 (5) 補助事業の完了後、本市が別途指定する日までに草津市創業支援事業実績報告書（様式第10号）に関係書類を添えて提出すること。

様式第6号（第7条第2項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市創業支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市創業支援補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、草津市創業支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

補助年度	年度
交付申請額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第7号（第8条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 (法人にあっては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助事業変更承認申請書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付決定のあった草津市創業支援事業について、内容の変更を行いたく草津市創業支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請年度	年度
補助事業の変更内容	
変更する理由	

様式第8号（第8条第2項関係）

草 第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市創業支援補助事業変更承認決定通知書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付の決定をした草津市創業支援事業の変更について、次のとおり承認したので草津市創業支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助年度	年度
承認した変更内容	

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 (法人にあっては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付決定のあった草津市創業支援事業について、下記の理由により取り下げたいので届け出ます。

記

申請年度	年度
取下理由	

様式第10号（第10条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 (法人にあっては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助事業実績報告書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付の決定の通知があった草津市創業支援補助事業について、草津市創業支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

申請年度	年度
事業完了日	年 月 日
交付決定額	円
補助対象事業の実績額	円
添付書類	(1) 実績概要報告書（様式第11号） (2) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し (3) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（第2条第1号ア、イまたはウに該当する創業を行う場合に限る。） (4) その他市長が必要とする書類

